平成２１年（フ）第１１５５８号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵３丁目９―20―704
債務者　前川　郁子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５６１号
神奈川県川崎市多摩区菅３丁目９－８
債務者　高橋　伸幸
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５６２号
東京都武蔵野市吉祥寺北町４丁目３―23
債務者　木村　仁弥（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５６４号
東京都足立区西保木間１丁目20―24―202
債務者　松原　　毅
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６０２号
東京都町田市金井町1940―８―205
債務者　吉田　賢一
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６０６号
東京都新宿区新宿１丁目25―３―602
債務者　沖谷　朋彦
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６０９号
埼玉県志木市館１丁目６－２―202
債務者　青木　泰子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６２８号
宮崎県日向市梶木町２丁目72
債務者　児玉ヒロミ（旧姓赤城）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４号
香川県丸亀市郡家町2571番地５
債務者　草薙　弘子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前10時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第３３号
熊本県菊池市西寺1703番地２　クォーク18Ａ棟202
債務者　石橋　健一
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第３４号
熊本県菊池市西寺1703番地２　クォーク18Ａ棟202
債務者　石橋由紀子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１６４５号
横浜市青葉区しらとり台33番地１　軽井沢コーポＢ棟203号
債務者　平田　和弘
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４６号
横浜市青葉区しらとり台33番地１　軽井沢コーポＢ棟203号
債務者　平田　純子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１号
島根県益田市高津五丁目27番21号
債務者　高杉　保徳
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第２５号
島根県益田市久城町802番地56
債務者　中村　淑子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部